

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン よくある質問集

1 令和元年5月の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」変更を受けて、南海トラフ地震防災対策推進地域の地方公共団体は推進計画にいつまでに変更を行えばよいか。

- 平成31年1月に実施した都府県説明会でも示したとおり、令和元年度末頃までに地域防災計画等の修正を進めていただきたい。
- 国においては、令和2年5月に基本計画を変更し臨時情報の運用が開始されており、地方公共団体等においても、早期に臨時情報発表時の対応を地域防災計画等に反映させることが望ましい。
- 防災対応の詳細な検討や調整に時間を要する場合は、可能な範囲で地域防災計画等を変更し、徐々に内容の熟度を上げていく方法も考えられる。

2 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインの位置づけは。

- ガイドラインは、地方公共団体や企業等が、自らの防災対応の検討や防災対応を効果的に実施するため、防災対応の基本的な考え方、検討すべき項目、検討手順、留意点、検討に参考となるデータ等をまとめたものであり、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に従い、推進計画や対策計画を作成する際の技術的助言と考えている。

3 津波避難の検討が必要なのは、30分以内に30cm以上浸水するという基準で指定されている強化地域に指定されている市町村だけが対象か。

- 30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を基本としつつ、地域の状況に応じて、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある地域を対象とする。（ガイドラインP51第4章第2節（2）「津波に対する避難検討対象地域」を参照）
- したがって、後発地震発生後では避難が間に合わない地域を有する市町村についても津波避難を検討いただきたい。

4 避難所の確保は誰の責任か。

- 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市町村が避難所の確保を行う必要がある。(ガイドライン P61 第4章第6節(1)「避難所の受入れ人数の把握」を参照)

5 避難所の運営は、避難者自らが行うことを基本とするがあるが、福祉避難所も同様の考え方でよいのか。専門的な知識を持つ職員等の配置が必要となるのではないか。

- 避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割を検討する。市町村等においては、防災部局のみならず、要配慮者や福祉避難所などに関しては福祉部局等、多岐にわたる部局が緊密に連携して対応できるよう、協力、連絡体制をあらかじめ検討しておくことも必要である。(ガイドライン P65 第4章第7節「避難所の運営」を参照) 及び (ガイドライン P68 第6章第1節「住民意見の聴取と関係機関等との連携」を参照)

6 避難所が不足する場合はどのようにすればよいか。

- 避難所として利用できる施設の検討とともに、さらに住民に対して知人宅や親類宅等への避難を促す等の処置を行う。(ガイドライン P63 第4章第6節(4)「避難所が不足する場合の対応」を参照)

7 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表時に企業がとるべき防災対応の基本的な考え方は。

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することが望ましい。(ガイドライン P72 第7章第1節「防災対応の基本的な考え方」を参照)

8 ライフライン・インフラ事業者についても、上記7と同様の考え方がか。

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき策定された、国の「南海トラフ地震対策推進基本計画」によ

れば、

- ・水道・電気・ガス・通信・放送関係については、それぞれ、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であること、電気の供給の継続を確保することが不可欠であること、ガスの供給を継続するものとする、通信の確保を行うことが不可欠であること、放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであることが記載されている。
- ・道路については、地方公共団体は、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、周知方法の内容を定め、推進計画に明示するものとされている。
- ・海上及び航空については、国、地方公共団体等、港湾管理者、及び空港管理者は、それぞれの対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、推進計画に明示するものとされている。
- ・鉄道については、鉄道事業者は、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応について推進計画に明示する、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとされている。

（基本計画 P59 第5章第4節2（6）「関係機関のとるべき措置」を参照）

○また、ガイドラインには、下記のように記載されている。

- ・突発地震に対しては、地震・津波に対する種々の基準に従い、対策を進めているところであるが、これらの現行の基準を満たす等、安全性が確保されているかどうかについて、自社の防災対策の実施状況を確認し、個々の状況に応じて南海トラフ地震臨時情報が発表された際の適切な措置を実施したうえで、できる限り事業を継続することが望ましい。
- ・特にライフラインについては、災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるものであることから、事業継続に必要な措置を実施することが望ましい。

（ガイドライン P73 第7章第1節「防災対応の基本的な考え方」を参照）

○以上を踏まえ、突発地震への対策を実施したうえでできる限り事業を継続することが望ましい。